

令和8年4月15日

各科（部）長
各センター（室）長 殿
各課長

キャリア形成支援センター長
脇 野 修

令和8年度Ⅱ期「キャリアアップ推進事業」の公募について（通知）

キャリア形成支援センターでは、本院における医師，歯科医師，看護師（助産師を含む），その他医療専門職及び事務職の若手職員を対象に，専門性の向上及び各種資格取得等の支援を目的として「キャリアアップ推進事業」を実施します。

本事業は，医療従事者等が組織又は個人のキャリアアップを図るために，国内で開催される研修会等へ参加するための旅費，参加費を助成するもので，本センターの事業として予算措置されたものです。

つきましては，令和8年度Ⅱ期（令和8年8月1日～令和9年3月31日）の公募を下記により行いますので，貴所属職員の医療従事者等に周知くださるようお願いいたします。

記

1. 事業概要 若手医療従事者等のキャリアアップを図るために，国内で開催される研修会・講習会・研究会・学会等へ参加するための旅費，参加費を助成する。
なお，本事業により研修会・講習会等に参加された方には，後日に伝達講習会や報告会を行っていただきます。
あわせて，当該事業の成果を確認するため，採択者には5年間，資格または技術の取得・更新状況の定点調査にご協力いただきます。
2. 応募資格 徳島大学病院の医療従事者及び事務職員 （別紙助成基準申し合わせ項目7を参照）
3. 提出書類 別紙様式1による
（本様式は，本院 HP の「院内職員向け」→「事務部へ提出する各種様式」→「総務課」→「専門研修係」の中からダウンロードできます。若しくは添付の様式をコピーしてお使いください。）
または，同ページに記載のある URL <https://forms.office.com/r/TbLj2K9X79> の入力フォームからご入力ください。
4. 公募締切 令和8年5月29日（金）17時まで
5. 書類提出先および問い合わせ先
病院総務課専門研修係（外来診療棟5階）
担当：白濱（内線5596 Email：bcareer@tokushima-u.ac.jp）
6. 選定結果 令和8年6月下旬頃

- ※留意事項（1）応募件数は一人一件とします。
（2）採択の対象となった研修会等以外に変更は認められません。
（3）同一申請者による指導者支援事業への重複申請は認められません。
（4）参加費は10万円を超えないものとする。
（5）別紙助成基準申し合わせ項目7を必ず参照してください。

キャリアアップ推進事業助成基準について（申し合わせ）

平成 24 年 4 月 18 日	キャリア形成支援センター運営委員会決定
平成 24 年 9 月 12 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
平成 26 年 3 月 26 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
平成 28 年 5 月 30 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
平成 30 年 6 月 4 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和元年 5 月 27 日	キャリア形成支援センター運営委員会承認
令和元年 6 月 19 日	病院運営会議 改正
令和 4 年 8 月 1 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和 5 年 7 月 31 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和 6 年 3 月 26 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定
令和 6 年 7 月 26 日	キャリア形成支援センター運営委員会改定

選考を行うに当たり、その方法および助成基準を下記のとおり申し合わせる。

記

1. 選考会議は、センター長、副センター長、部門長及び医療専門職部門に所属する各部長により構成する。
2. 研修会・講習会あるいは技術技能習得や資格取得を目的とした研修派遣等、各職種のキャリア形成に寄与する教育企画への参加に対して、旅費（交通費、日当、宿泊費等）及び参加費を助成する。その内容・規模等は、全国レベルであることが望ましい。なお、参加費は 10 万円を超えないものとする。
3. 徳島県内で開催される企画等に参加する場合も助成選考の対象とするが、徳島市内で開催される場合、旅費は支給しない。
4. 学会に付随するセミナー等も助成対象とするが、学術を主目的とした学会への参加については、選考に際してその優先度を低くする。
5. 資格認定試験検定料・受験料及び旅費、昼食代、懇親会費、学会年会費等は、助成対象外とする。
6. 採択にあたっては本事業の趣旨にのっとり、概ね 10 年～15 年までの経験年数の若手医療職を優先することとし、経験職歴年数を選考の基準とする。
7. 文科省 G P 等他の助成事業に応募可能な場合は、予算的に可能な限り、原則としてその事業への応募を優先してもらう。また、運営交付金による教員は、講座等経費としてすでに教育費が予算計上されていることを考慮し、医師、歯科医師については、医員（研修医、研修歯科医を除く）、外部資金（寄附講座、補助金）等により採用されている特任助教及び診療支援医師を対象とする。
ただし、研修医、研修歯科医であって大学院生かつ参加する学会において筆頭発表者であるものは、この限りではない。この場合、所属研究室の長による理由書の提出を義務づける。
8. 応募申請は、原則として各募集につき 1 人 1 件とする。
9. 応募申請時に日程等が未定であっても、開催予定があれば申請可とする。

- 1 0．選考は過去の採択歴を考慮した上で、推薦順位により行い、以下の(1)～(3)を順に適用する。
- (1) 過去に 5 回以上本事業に採択されていない者を優先する。
 - (2) I 期（4 月～7 月）では前年度の II 期（8 月～翌 3 月）に採択されていない者、II 期では同一年度の I 期に採択されていない者を優先する。
 - (3) 推薦順位を優先し、同順位内で選考する場合は、本事業で最終の採択歴が遠い者を優先する。
- 1 1．助成を受けた者は、帰任後、各部門（部署）に於いて伝達講習会を行うことを義務付ける。伝達講習の実施状況は、センター運営委員会において各部門から報告を受け、次回以降の選考の際には、その実施状況についても考慮する。
- 1 2．応募者は、原則として助成希望企画の参加時に本学職員（予定を含む）である者とする。
- ただし、助成希望企画の参加時に他機関の所属であっても推薦者である所属部署の長が、本院におけるキャリア形成の一環であると認める場合はこの限りではない。この場合、所属部署の長による理由書の提出を義務づける。
- 1 3．採択にあたっては、所属部門（部署）・職種のバランスにも配慮する。

付則

令和 4 年度までは、上半期、下半期とする。

以上